

議 長 お諮りします。休憩中に松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長より、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告書の提出がありましたので、この議案を日程に追加し議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告を、追加日程第2として追加してください。

事務局は議案を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第2「松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告」を議題といたします。

本案については、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会の審査報告を求めます。委員長、齋藤永君。

松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長

それでは、松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会の報告を行います。

令和5年6月9日。松田町議会議長 飯田一殿。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長 齋藤永。

松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会報告書。本委員会は、令和5年1月19日、3月3日、5月19日、6月8日、6月9日に、役場4階会議室において、委員11名中10名の出席のもとに委員会を開催し、令和4年第4回議会定例会において松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会が設置され、継続審査となった松田町議会ハラスメント防止条例、規程等に関する事項を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で、松田町議会ハラスメント防

止規程を制定すべきものと決定しました。

2、審査の内容。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会は、開かれた議会とするため、令和4年12月13日に議会で可決、設置されました。規程の作成に当たり委員会を5回開催し、他の市町村の条例等の調査、比較、必要に応じて総務課長及び職員の出席のもと意見を聞き、議論を重ね、規程案を作成しました。この規程は、相談窓口や外部人材による審査会の設置等に対応するため、今後早急に条例化に向けた検討を期待します。

以上、次ページには参考資料として松田町議会ハラスメント防止規程案が添付されております。よろしくお願いいたします。

議 長 松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。